

「人権の国際化」と「人権の国内化」

——参議院憲法調査会への提言

戸 塚 悦 朗*

はじめに

筆者は、2002年6月12日参議院憲法調査会に参考人として招かれ、「人権の国際化」についての意見を述べた。その際の意見陳述の内容は、インターネット¹で公開されているので、それを参照されたい。その際、審議の参考のために同調査会に提出した論文がある。その全文に誤字脱字などの訂正ほか若干の手直しを加えたものを公表しておきたい²。

第1部 国内的「人権」が「国際化」したのか

1. 「人権はもともと国内的にしか保障されなかったが、最近は国際的に保障されるようになってきた」という理解が一般的な定説であるように思われる。弁護士時代の筆者も、直感的にはあるが、そのように考えていた。たしかに、以下のようにそのような理解を支える事実はあるように見える。

① 19世紀には、重大な人権侵害が起こっても、被害者は、憲法以下の国内法に定められた基準の範囲内で、国内法上の司法機関などによって保護されたに過ぎなかった³。人権侵害に対する外国からの批判は、国際法上「内政干渉」として退けられた。戦後、日本国内の裁判所で人権侵害問題が議論されることはしばしばあったが、常に日本国憲法上の基本的人権に関する規定が論議された。これは国内裁判所による国内の人権基準適用の問題であった。国際法上の人権規定が法廷で援用されることはほとんどなかった。

② 国際社会を見ると、世界人権宣言⁴の国

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

連総会による採択は、日本国憲法制定⁵より遅れ、1948年12月10日のことだった。国際人権法に分類される条約・宣言などが国連によって次々と採択されるようになったのは、1966年国際人権両規約など⁶が採択された後のことであった。70年代から80年代にかけて、国際人権（自由権）規約・国際人権（社会権）規約などの国際人権規約⁷、難民の地位に関する条約⁸、女性差別撤廃条約⁹などを日本が順次批准・加入したこともあって、一部弁護士等実務法曹の間でも国際人権法への関心が次第にたかまった。しかし、日本の裁判所は国際人権法の国内的直接適用に消極的だった¹⁰。

③ 1980年代初頭以降、日本国内でおきた重大人権侵害問題に関しても、NGOが国連経済社会理事会・人権委員会・差別防止少数者保護小委員会（現人権促進保護小委員会）および自由権規約委員会など条約によって設置された国際機関に対して問題提起する事例¹¹が目立ってきた。国際人権法実務に携わるようになった法律家としては草分けの一人である筆者も、国際人権（自由権）規約9条4項の存在に気づいて、「精神衛生法制がこれに違反する」と主張したが、それはようやく1980年代に入ってからのことだった¹²。

④ 最近国際人権機関による人権救済制度が発達してきたが、その活用を奨励する法学教育も実務修習もなかった。そのため、国際人権機関とその手続の実務に通じている実務法律家はきわめてわずかな例外的存在でしかなく、総体としての法律実務家はこれを活用す

る実務能力を欠いている。日本の法律家が国際競争力をもたない原因の一つである。日本の実務法律家は、憲法上の人権規定および国内司法制度については大学での教育、司法研修所での修習を通じて学んできたが、国際人権法および国際人権機関については、教育・修習の機会がほとんどなかった。この分野に関する研究・教育はほとんどなされてこなかったのである¹³。これは、日本司法の致命的弱点と言えよう¹⁴。

⑤ 日本における国際人権法に関する論議が高まってきたのは最近のことにすぎない。80年代も終わり近く（1988年）になって国際人権法学会が結成され、その年報である『国際人権』¹⁵が発刊されるようになり、国際人権法の研究が活発になった。最近（1990年代）になって下級審裁判所の判決によって国際人権法の直接適用がなされ、被害者の人権が救済された事例が散見されるようになった¹⁶。

これらの最近の経過からみると、国内的に憲法によって保障された人権が、次第に「国際化」してきて、国際法によっても保障されるようになってきたと体験的に感じるのは当然かもしれない。

2. しかし、世界歴史的に「人権」保障の経過を注意深く振り返ってみると、上記の理解は不十分であって、かえってその逆が真実ではないかとさえ思われるのである。また、日本に関して言うと、まず、国際的に人権が保障され、それを受ける形で国内的に人権保障がなされるようになってきたのである。だか

ら、実際は、国際的に保障された人権が、「国内化」してきたと見るべきではないかと思われる。以下、その一端を振り返ってみよう。

① いわゆるフランス「人権」宣言¹⁷は、「男性」の権利の宣言にすぎず、「人権」宣言という翻訳は、美しい誤解（誤訳）であった¹⁸。アメリカ合州国憲法（1787年）は、先住民、黒人奴隷をその主体に含めていなかったし、それが保障した「人権」は、実は「白人男性」の権利であったに過ぎなかったことが指摘されている¹⁹。

② 大日本帝国憲法（1889年）が保障したのは、「臣民の権利」であり、「人権」ではなかった。

③ 1919年パリ平和会議が採択した国際連盟規約（ヴェルサイユ条約第1篇）にも、国際労働機関（ILO）憲章（同第13篇）にも、「人権」という文字はなかった。基本的「人権」が世界的な規模で法的文書により約束力を持つ国際法上の概念として認知されたのは、連合（United Nations）による国際連合（United Nations）憲章²⁰が採択された1945年6月26日であると思われるのであって、本論文の執筆時である2002年から数えて丁度57年前のことであった²¹。それに先立つこと1年前に諸国が採択したILOフィラデルフィア宣言²²によって確認された「すべての人間」の諸権利は、その萌芽であったといえよう。

④ 米・英・中首脳によって発表されたポツダム宣言²³は、国際連合憲章が定めた「基本的人権」の保障を日本に要求した。日本政府

はこれを無条件で受諾²⁴したが、これは、日本が「人権」の保障を法的に約束した最初だったのではないだろうか。

⑤ その後新憲法制定へのいくつかの動きがあったが、日本政府が1946年2月8日に連合国総司令部に提出した「憲法改正要綱」にも、憲法問題調査委員会内小委員会の「憲法改正案」（乙案）にも、これらに先立って作成され、より進歩的な諸規定を含んでいた民間提案である「憲法草案要綱——憲法研究会案」²⁵にも基本的「人権」の概念は見られなかった。

⑥ 結局、1946年2月26日の臨時閣議に、基本的「人権」保障を基調とする「日本国憲法（司令部案）」が配布され、その後の憲法改正手続の基礎とされた。これは、連合国による憲法と「人権」の日本政府に対する「押し付け」といえる。「押し付け」を受けた憲法だから「改正」しなくてはならないと言う議論がある。もしその論拠が正しいと仮定するなら、基本的「人権」規定こそ削除されなければならないことになる。そのような立場からすると、今後は憲法「改正」により、「人権」規定を廃止し、「臣民」又は「国民」の権利として再定義し直さなければならなくなるはずである。しかし、そのような主張はないように見える。それは、連合国による「押し付け」を憲法の「改正」の論拠とすることが誤りであり、不当であることを示すのではない。連合軍によって、日本「国」に対する軍事的「強制」はあったが、国家の「代表」個人への直接の暴行脅迫はなかった

のである。したがって、ポツダム宣言受諾の要求もその受諾も、これに基づくその後の連合国総司令部による「人権」保障を基調とする日本国憲法案（司令部案）の日本政府に対する提案行為も国際法上有効である²⁶。

⑦ ポツダム宣言受諾による基本的人権保障の責務は、現在も日本が継続的に負う国際法的義務である。これは、明治以来の日本の戦争政策・植民地支配政策を根本的に反省し、平和主義に徹する義務をも含むものである。日本は、大国主義をすて、小国主義の道を進むべきである。

⑧ 日本国憲法制定による基本的人権の保障は、ポツダム宣言受諾によって生じた国際義務の履行であった。ポツダム宣言受諾の効力は今でも生きており、憲法の「改正」は、この国際義務に違反しない範囲でしかできないことに注意すべきである。

⑨ 国連加盟²⁷により、日本は国連憲章の履行を約束した。これにより日本は、憲章が国際的に保障した基本的人権を、日本として保障することを約束した。前記ポツダム宣言受諾に重ねて、さらに基本的人権の保障を国際的に約束したことを意味するのである。

3. このように見てくると、日本にあっては、国内的に保障された人権が、「国際化」したのではなく、国際的に保障された人権が「国内化」されたと理解すべきである。日本は、国際的に保障された基本的人権を、憲法と国内法を通じて実効的に実現する国際的な法的義務を負っていることに思いを致さなければなら

ない。その意味では、憲法を「改正」するといっても、このように日本を拘束する国際法上の枠組みの範囲内で行うべきものである。したがって、今私たちが論議すべきは、「国際的に保障されている人権を、どのように「国内化」しなければならないのか。また、どのようにしたら、実効的に「国内化」することができるのか」という課題ではないか。

このような観点から、憲法の実施状況をみると、日本は、以下述べるようにこの課題に十分応えていないといわざるを得ない。

第2部 人権の「国内化」

1. 日本国憲法は、国際的に保障される基本的人権を「国内化」するための原則を、その98条2項（国際法遵守義務）で、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」²⁸と定めている。その解釈には、学説判例上さしたる争いはない。

国際人権法などの国際法は、原則として国内的な効力を持ち、国内裁判所はこれを直接適用すべきであること、これは法律より優位であり、国際法に違反する法律は無効である²⁹。

国際法が憲法より優位かどうかについては争いがあるが、この問題には触れない。

この憲法の規定には問題がなく、改正する必要は全くない。

また、国際人権法の諸規定は、豊富であり、憲法の基本的人権保障の諸規定と補い合って、人権を保障するために十分なものであり、憲

法の人権規定も改正する必要はないと考える。

2. 問題は、上記98条2項の原則がこれまで実効的に実施されてこなかったところにある。それは、憲法の規定の問題ではない。

言い換えれば、日本の立法府・行政府・司法府が、98条2項を実効的に適用し、実施しようとする政治的意思を十分に持っていなかったと思われる点に問題がある。

日本が国際法を遵守せず、これを拒絶する態度は、歴史的には満州事変に関する国際連盟リットン調査団報告書と連盟対日決議の拒否、連盟脱退などに象徴的に現れたが、その姿勢が未だに変わっていないのではないかとさえ思われる。

3. 司法府による条約違反

最高裁の消極姿勢³⁰と条約違反が批判されている³¹。これは日本の国家機関である最高裁が国際義務に違反しているという国際問題であるが、国内的にはこれは、憲法98条2項違反を構成する³²。

最近、下級審裁判所が、自由権規約を直接適用して、被害者を救済する判決を出し始めた³³。しかし、いかに述べるとおり、上告審で最高裁判所はこのような下級審の判断を支持していない。大阪弁護士会は、これを批判し、2001年8月以下のとおりの会長文書を国連人権高等弁務官に送付して最高裁判所を批判している。

「1997年の指紋押捺事件最高裁判決で見られた、自由権規約を正面から検討・判断しな

いという最高裁の態度は、2000年に下された徳島刑務所接見妨害事件においても繰り返された。同事件では、自由権規約違反を認定した原審高松高裁及び第1審徳島地裁の各判決を覆すにあたり、何らの具体的理由を示すことなく、自由権規約違反は存しない旨、わずかわン・センテンスの結論を示しただけであった。」³⁴

これは、自由権規約2条違反である。同条3項(b)は、「救済措置を求める者の権利が権限ある司法上、・・・の機関・・・によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること」と規定している。日本は、この条約を批准して、このことを国際的に約束したのであって、これは日本が国際的に履行しなければならない法的義務となっている。

ところが、最高裁は、司法的な救済措置を求める者の権利について必要な司法的救済を与える決定をしていないのである。大阪弁護士会の批判は、正当である。

後述する行政府・立法府による条約違反は、多岐にわたるが、もし、司法府が健全に機能していれば、事後的にはであっても問題毎に司法府によって是正され得る。しかし、司法府が「人権の砦」であることを拒否すれば、国内的には是正の機会がなくなり、条約違反の場合は国際問題化せざるを得ない。実際、2001年以来2年続きで、国連人権会議で日本の最高裁判所による国際人権（自由権）規約違反を批判する動きが継続している。

大阪弁護士会の国連派遣団³⁵は、2002年7

月29日に婚外子問題に関連して、最高裁判所が国際人権（自由権）規約に違反した事実を指摘する会長文書を国連人権高等弁務官に提出した³⁶。同年8月5日午後、菅充行弁護士が同じ問題について上記大阪弁護士会会長文書の趣旨に沿って、国連NGOである日本弁護士連合会代表として国連人権促進保護小委員会で発言した³⁷。また、日本友和会（JFOR）は、大阪弁護士会を支持し、刑務所における被拘禁者が弁護人の支援を受ける権利を侵害された事例に関連して、最高裁判所が国際人権（自由権）規約に違反した事実を詳細に指摘する文書³⁸を同小委員会に提出し、最高裁判所を批判した。

4. 行政府による条約違反

国際人権法遵守に関して、日本の行政府の消極性は、国際機関からも批判され続けている。以下の諸勧告があげる人権条約違反に関する個別問題点は、多岐にわたる。最近は、外務省がそのホームページで、人権条約の履行状況を監視する国際機関の対日見解を公表するようになったので、インターネットを通じて、これらを知ることができるようになった。これは、情報公開の点で一歩前進である。

それらを以下に列挙してみよう。

- * 女子に対する差別の撤廃に関する委員会日本の報告に対する最終コメント（1994年）³⁹
- * 児童の権利に関する委員会の最終見解（1998年）⁴⁰
- * 人権委員会（国際人権（自由権）規約委員

会）の最終見解（1998年）⁴¹

* 人種差別の撤廃に関する委員会の最終見解（2001年）⁴²

* 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解（2001年）⁴³

これらについては、多くのNGOの日本政府に対する批判的見解もあり、次第に知られてきているように思われるので、個々の論点には触れない。行政府は、自ら国際機関の批判を正面から受けとめる必要がある。しかし、残念ながら、これらの貴重な勧告には適切な注意が払われていず、十分なフォローアップがなされていない。行政府を監視する役割を持つ国会が、国際機関の勧告などに留意し、行政府がこれらを尊重し、迅速に実効的な条約の履行に努めるよう組織的かつ積極的に強い助言を継続することが期待される。

5. 立法府による条約違反

立法府による作為・不作為の人権条約違反もある。筆者が人権NGO代表として知りえた事例について、実務的観点からいくつかの事例を指摘したい。

① 民事訴訟法改正による自由権規約2条違反問題がある。

平成8年（1996年）法109号（民事訴訟法改正）により、旧民事訴訟法394条にあった「又は判決に影響を及ぼすこと明なる法令の違背あるとき」が削除され、新民事訴訟法312条（上告の理由）は、その1項で「憲法の解釈の誤りがあること」と「その他の憲法の違反があること」のみを上告理由に限定し

た。そのため、国際人権（自由権）規約など国際法違反を理由とする場合は、従前は法令違背に含まれるとされて、最高裁に上告ができたにもかかわらず、法改正後は上告できなくなった。

法改正後は、条約を含む法令違背の場合は、上告受理の申し立て（新民事訴訟法318条）⁴³ 手続により、最高裁が特に上告を受理した場合でなければ、審理されない。上告受理は、きわめて例外的な場合に限定され、現実的には条約違反を最高裁の審理を求めることはできなくなった。

これは、憲法98条2項の国際法尊重義務を無視するという最高裁の前記消極姿勢を助長する。

上記したとおり、自由権規約2条3項（b）は、「救済措置を求める者の権利が権限ある司法上、・・・の機関・・・によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること」を締約国の義務としている。この義務を遵守するなら、民事訴訟法改正に際しては、自由権規約違反があった場合の上告の機会を従前より広げる方向で法改正しなければならなかったのである。にもかかわらず、逆にその上告を制限し、自由権規約違反の場合に司法的救済措置の可能性を発展させる道を閉ざしてしまった。これは、同2条違反といわざるを得ない⁴⁴。

国会の審議録を見る限りでは、憲法98条2項、自由権規約2条の義務を指摘して改正案に反対した者はなかった。国会上程に至る立法準備の過程でも、国際人権法違反の主張が

上告で取り上げられなくなるという問題点は、論議された形跡がない。

この条約違反（したがって憲法98条2項違反でもある）の法改正の責任は、まず第1に民事訴訟法改正案を提案した行政府にある。しかし、最終的には立法府が立法したのであり、国権の最高機関としての国会の責任は重い。立法過程に関与した専門家である学者も、この法改正の影響を直接受ける市民を代理する弁護士を含む法曹も、行政府・立法府に対してこの点について注意を喚起しなかった。筆者は、当時弁護士であり、このときは外国留学中であつたが、この法改正に十分な注意をはらっていなかった。無関心であった責任は免れない。責任がある者は、それぞれの分野で条約違反の状態を解除すべく努力を始めることが求められている。

② 日本軍性奴隷問題に関する立法不作為の問題がある。

国連とILOの報告書は、重ねて条約など国際法違反を指摘し、日本軍性奴隷被害者個人への国家補償などの義務を履行するよう勧告している。控訴審で覆されたが、山口地裁下関支部（関釜裁判）判決は、韓国の被害者に関して、国会議員が国家補償立法義務を負うことを認め、合理的期間内の立法不作為を違法としたことを忘れてはならない⁴⁵。法案の準備に時間がかかったが、2001年3月野党三党（民社・共産・社民）の多くの議員による議員立法統一法案（戦時性的強制被害者問題解決促進法案）の参議院への提案が実現したが審議未了廃案になった⁴⁶。その後同年秋に

同じ議員立法の法案が参議院の野党により再提案されて継続審議となり、2002年7月通常国会でさらに継続審議となり、執筆時現在の同年10月臨時国会で参議院内閣委員会の審議が継続している。

「日本軍性奴隷問題に関し、被害者への国家による個人補償を実現しようとするいかなる法案も、憲法・条約に違反し、国会に提案することは不可能である」と信じられていた時代に比較すれば、これは大きな進歩である。立法運動を推進してこられた多くの市民と国会議員に深い敬意の念を表明する。

しかし、政府・外務省は、補償問題はサ条約などの条約で処理済として、個人補償を拒否し続けている。筆者は、この条約の抗弁が法的には誤りであるとの見解を公表済みである⁴⁷。また、国会内与党である多数会派は、政治的理由から立法に消極的であるのは、極めて残念である。私の見解では、立法の不作为自体が強制労働条約などの国際法違反なのであり、この違法状態を立法により解除しないのは、憲法98条2項違反なのである。立法不作为は、条約違反（憲法98条2項違反でもある）を構成することに留意し、国連・ILOの勧告を尊重し、議員立法の提案賛成に踏み切るべきであろう。速やかに法案の成立をはかり、条約違反の状態を解消して欲しい。

この法案は、サ条約などの条約にも憲法にも違反しない。被害者側はこぞってこの法案を歓迎している。立法ができれば、この問題は解決し、日本は、アジアとの和解のきっかけをつかむことができるだろう。

③ 1949年ジュネーブ四条約⁴⁸の違反（処罰立法義務に違反する不作為）がある。

ジュネーブ四条約（1953年加入、国会承認、公布）は、重大違反行為を処罰するための立法義務を加盟国に課している⁴⁹。ところが、なぜなのか処罰立法の義務については、日本の行政府も立法府も学者・弁護士会なども真剣な議論もしてこなかったし、立法の提案さえない。

この重大違反行為は、戦争犯罪・人道に対する罪の典型例であって、時効がないことが国際条約で確認されている。

筆者は、日本軍性奴隷等の強制労働条約違反行為について、同条約に定められた処罰義務を果たしてこなかった日本の不処罰問題の重大性に危機感を持ち、論文⁵⁰で以下のような主張をした。しかし、残念ながらさしたる反響はなかった。

「戦争犯罪・人道に対する罪などの再発防止措置ともなり得る処罰に関する立法が必要である。先進諸国には、戦争犯罪の処罰に関する立法例もあるし、常設の国際刑事裁判所の設置への国連の討議も急速に進んでいる（藤田久一「戦争犯罪とは何か」岩波新書）。日本帝国軍によって「慰安婦」などに対して、想像を絶する犯罪が行われたのに、日本には、戦争犯罪を処罰する立法に関する国会議論もない。過去も現在も未来も、何らの対策もないのだ。これはどう考えても、異常な事態だ。戦後のことだが、日本は、戦争犯罪を防止するためのジュネーブ条約の加盟国になっていることを忘れてはならない（戦争犯罪の処罰

義務履行のための立法はなく、日本は、条約違反を犯している疑いがある)。このままだと、日本は、戦争犯罪・人道に対する罪の再発防止ができるか心もとない。

国際友和会は、1993年2月「戦争犯罪等の処罰に関する法律要綱案」(遡及処罰のみならず、将来の予防にも役立つよう提案されている)を細川首相(当時)に提出した。既に公表されているので参照されたい(週刊法律新聞1994年4月1日号)。国会論議のきっかけとなることを期待したい。」

この主張を公表した1995年当時にはまだなかったが、1998年国際刑事裁判所(ICC)設置のための条約(ローマ規程)⁵¹が成立した。日本はまだこれを批准していない⁵²。しかし、ジュネーブ条約は、1953年に批准済みであり、これにはすでに法的に拘束されている。

現在国会審議中の有事立法の論議では、この点は全く無視されており、1949年ジュネーブ四条約が求める立法については、何の法案も提出されていない。仮に有事があり、日本が自ら軍事行動をとる必要があるというなら、まず第1になされるべきは、過去の軍事行動で日本がどのような過ち、戦争犯罪および人道に対する罪を犯したのか、その真相究明である。第2に、それに基づく反省が必要である。第3に、それらの基礎の上に、再発防止の措置としての立法措置がとられるべきである。これらは、歴史から何を学ぶかと言う問題である。だが、再度確認して欲しいのは、そのような立法措置を行うべきであるのは、1949年ジュネーブ4条約に基づく国際法的

な義務でもあるということである。立法不作為の現状は、国際法違反の状態が継続していることを示すのである。

そのような検討段階を経ていない以上、憲法9条に触れるまでもなく、日本の行政府も立法府もそれ以上の有事立法を討議する資格を欠くと言わざるを得ない。このような前提となる段階を飛び越えて、有事立法を行うとどのような事態がおこるだろうか。日本のあらゆる国家機関は、15年戦争当時と同様に、国際人道法を十分理解しないまま、その規制を無視して行動することになるであろう。これでは、国際人道法の重大な違反行為の再発を避けることはできないであろう。少なくとも、アジア諸国からそのような恐れをもたれるのは、自明の理である。

第3部 憲法98条2項の実効的な実施のための方策

98条2項と国際人権法の実効的な実施のための対策はある。

1. 政治的決断がある。

国務大臣、国会議員、裁判官などの公務員は憲法を遵守する義務がある(憲法99条)。だから、国務大臣、国家議員、裁判官など公務員は、憲法98条2項を遵守する義務があり、同条を通じて国際法を「誠実に遵守する」義務がある。この義務の存在をすべての公務員が改めて自覚し、国際人権法を含む国際法を遵守する決意を強くすることが重要である。そうすれば、ある程度の時間はかかるかもしれないが、日本における人権保障のレベルは、

着実に国際基準に沿ったものに近づくであろう。結果も重要だが、憲法98条2項を遵守しようとするその過程も重要であることを意識する必要があるであろう。

次に、憲法98条2項を「実効的に実施する」という政治的決断を立法府・行政府・司法府がそれぞれ行うことである。これを「実効的に実施する」には、もうひとつの段階を乗り越える必要がある。憲法の解釈については、最高裁判所に最終的な権限があるが（憲法81条）、国際人権法の解釈については、国際人権機関が有権的解釈の権限を持つのである。国際人権法に関する限りは、国際人権機関による解釈を受け容れることが必要である。行政府と立法府は、このことを確認すべきである。

国際人権法違反について、国連などから指摘を受けた場合は、可及的速やかに立法措置などをとり、解決を図る必要がある。

2. 人権条約の批准がある。

① 上記の憲法上の法的義務に従って国際人権法を実効的に実施する政治的決断を行った場合には、それを具体化する方法として国際人権機関への個人通報権を保障する人権条約の選択議定書を批准することができる。

世界人権宣言40周年（1988年）、人権規約批准10周年（1989年）を契機に、個人通報権を保障する自由権規約第1選択議定書の批准を促進する動きが、盛り上がった。何人もの歴代の首相・外相ら政府はその批准につき「可及的速やかに結論を得るために全力をあ

げる」などの答弁を繰り返した⁵³。しかし、実際は批准は実行されなかった。

この問題が国会で真剣に論議され始めた当時は、アジアではこれを批准している国がなかった。それが、日本政府が批准に消極的な理由の一つとされた。しかし、日本政府が批准を怠っているうちに、フィリッピン（1989年）、韓国（1990年）、モンゴル（1991年）、ネパール（1991年）、ウクライナ（1991年）、ロシア（1991年）、キルギスタン（1994年）、ウズベキスタン（1995年）、スリランカ（1997年）、トルクメニスタン（1997年）、タジキスタン（1999年）なども次々に批准・加入してしまい、現在では、批准・加入済み国数は101カ国になる⁵⁴。

筆者は、日本にアジア諸国の先駆けとなることを期待したのだが、先駆けどころか、すっかり取り残されてしまったのである。

政府の一部に、この議定書を批准すると、最高裁判所の上にさらに上級審を設けることになって、司法審査が四審制になり、司法権の独立を侵害し、憲法違反となるとの主張があり、これが批准を阻んでいるようである。しかし、憲法の各条文を総合的に丁寧に読めば、この見解は誤解に基づくものであることがわかる。

たしかに、憲法76条は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより、設置する下級裁判所に属する」としているが、この規定は、国際機関による国際条約の解釈権を否定するものと解釈すべきではない。

憲法上内閣は、事前または事後の国会の承

認⁵⁵を得て、条約の締結権⁵⁶を持つ。国際法の解釈権限を国際機関にあたえた条約に関し、内閣が憲法上の権限である条約締結権を行使し、国会が憲法上の権限である国会の承認権を行使して条約に批准・加入した場合は、それが仮に司法に属する事項に関わる場合であっても、憲法76条に抵触することはないのである。

仮に、上記の「司法権の独立を侵害する」との解釈が正しいとすると、この解釈は、司法府を絶対的な最高の国家機関とすることになる。司法府は、内閣の条約締結権および国会の条約承認権をも否定できることになるのである。このような解釈は、行政府及び立法府の憲法上の独立を侵害することになり、きわめて不合理である。人権に関して、条約の解釈権を国際機関にゆだねるとの条約を行政府が締結すること、立法府がその条約締結を承認することは、憲法上何の障碍もないのである。この問題は、憲法上、分立する三権の権限調整の問題にすぎないことが理解できるであろう。

憲法81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定めている。最高裁判所は、「憲法」等固有の国内法を解釈する終審裁判所とされているのであって、「条約」など国際法を解釈する終審裁判所とは書かれていない。

日本は、国際連合の主要な「司法機関」である「国際司法裁判所」の裁判権を認める条約「国際司法裁判所規程」⁵⁷に参加した。も

し、法的拘束力をもって国際条約を解釈できる国際司法機関の存在を承認することが憲法76条に違反するのであれば、このときこの条約に加入することはできなかったはずである。しかるに、日本政府も国会も国際司法裁判所の司法権を承認したのであるから、このときすでにこの問題点の論議は解決済みのはずであるとの見解⁵⁸はきわめて説得力がある。

事実関係を抑えておきたい。

第1に、国会承認の歴史的経過を見てみよう⁵⁹。

政府は、憲法73条3号但書の規程に基づき、国会に対し国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めた。そのため、この件が1954年2月20日衆議院外務委員会で初めて審議されたが⁶⁰、この日は、下田武三外務省条約局長が説明にあたり、質疑がなされた。次いで、3月3日に質疑が継続され⁶¹、3月6日質疑討論の結果、自由党、改進黨、日本社会党、いずれも賛成し、全会一致で承認すべきものと決した⁶²。衆議院本会議は、外務委員会の報告を受けて、同年3月9日異議無くこれを承認した⁶³。

参議院外務委員会は、同年3月11日に審議入りし⁶⁴、3月15日きわめて簡単な質疑を終え、討論をするものも無いまま、異議も無く全会一致でこの件を承認した⁶⁵。参議院本会議は、同年3月17日、全会一致でこの件を承認した⁶⁶。

第2に、審議の内容には、目だったものはなく、全体として政府の提案に対して反対す

る趣旨のものもなかった。討論でも各党が賛成したので、全会一致で承認されている。国際司法裁判所規程に参加することが、日本の司法権の独立を侵害するという議論は、政府側説明でも、議員の質疑討論の過程でも全く出ないまま承認がなされたのである。

一部に規程34条と個人の権利に関わる問題に関する興味深い審議内容があったので、あげておきたい。戸叶聡子衆議院議員は、34条の1に「国のみが、裁判所に係属する事件の当事者となることができる」とあることに関連して、「国際司法事件のようなときでも、国が代理で提訴できるかどうか」と質問した。これに対して、政府委員は、個人または私立の会社が国際司法裁判所の裁判の当事者になることはできないが、国家が持つ「在外市民保護権」を根拠に、国内裁判所で適当な保護を受けなかった私人の問題を「国対国の問題として裁判に訴えることができる」と答えた⁶⁷。

まず、この政府答弁は、国際司法裁判所が国内裁判所の裁判の結果について裁判することがありうること、すなわち国内的な司法機関の判断内容を審査することを当然の前提として、日本政府がこの規程に参加したことを示している。

次に、国際司法裁判所が「司法」にかかわる国際裁判所であることは、名称からも明らかである。

そのうえ、国際司法裁判所の判断には、当事国は法的に拘束される⁶⁸。それにもかかわらず、この規程に参加することが、憲法76条

および89条に違反するとか、司法権の独立を侵すというような政府の説明が全く無かったこと、そのような指摘をした議員も政党もなかったことに留意する必要がある。

これに対して、自由権規約選択議定書は、規約人権委員会の見解⁶⁹に法的拘束力を認めるという明文規定を持たず、その見解は法的には勧告にとどまると思われる。法的拘束力さえ持つ判断をする国際司法裁判所規程に参加するときには全く問題にならなかったにもかかわらず、自由権規約選択議定書の場合にはなぜ司法権の独立が問題になるのか。これは論理的な整合性を欠く論議であると批判されても反論できないのではないか。

ちなみに、欧州人権裁判所は、法的拘束力をもつ判決をくだす権限を持ち、各加盟国内にある最高司法機関に優位する。この欧州人権裁判所の裁判権をみとめる欧州人権条約については、各国の司法権の独立をおかすという有力な疑義はないようである。

1999年には、女性差別撤廃条約にも個人通報権を認める選択議定書ができ、2000年に発効した。これもあわせて批准すべきである。

これら条約機関に対する個人通報権を承認する条約の批准を実現する時期として、世界人権宣言60周年（2008年）および国際人権規約批准30周年（2009年）を選んではどうだろうか。それに向かって、着実に市民運動および国会審議が前進することを期待したい⁷⁰。

すでに様々な人権問題について、前記のとおり国際人権条約実施監視機関から総合的な勧告を受けているにもかかわらず、一向に立

法解決が図れない現状が続いている。これらの場合は、監視機関が多くの人権問題について一度に見解を示すので、事件別に焦点を当てることがむづかしい。広い範囲の問題について簡略な見解がしめされるだけでは、判断の理由も理解できないという問題もあろう。これに対して、選択議定書による場合は、個々の事件について個別の通報がなされ、これに対する準司法的な個別の見解を得る事ができる。事件毎の判断がしめされ、比較的詳しい理由があるので、わかり易く、一つ一つの問題に対応しやすいであろう。狭い範囲の問題に限定して論議できるので、法改正の実現もしやすくなるであろう。

② 国際刑事裁判所規程（ICC条約）の批准の必要がある。

国際人道法違反については、国内法の整備も必要だが、国際機関である国際刑事裁判所の判断を受け容れる必要がある。

③ その他の人権条約の批准を検討する必要がある。

3. 司法改革がある。

すでに、国際人権法への消極司法の改革についての提言はあるが、実施されなかった⁷¹。

現在司法の国際化の論議が進行中であるが、そのなかで、前記したように憲法98条2項の実効的な実施を検討し、消極司法の解決を図る具体的な方策をたてることができる。

すでに、規約人権（自由権）委員会⁷²、規約人権（社会権）委員会⁷³は、裁判官などの国際人権法を含む人権教育を実施するように

勧告している。これらに誠実に対応しなければならない。

しかし、現状は逆行している。国際人権法を含む国際法は、最近司法試験科目からはずされてしまった。2002年10月18日閣議決定され、直ちに国会に上程された司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案⁷⁴は、法科大学院を修了した者に対して新「司法試験」を実施することを提案している。その短答式試験科目にも、論文式試験の必修科目にも国際法はない⁷⁵。新司法試験の論文式試験の選択科目（専門的法律分野科目。法務省令で定められる）に国際法を含めることもあり得るだろう。だが、それもこの法律が成立した後でできるであろう法務省令の制定を待たなければならない。ここに入れば、一応の前進ではあるが、選択科目だという限界がある。

同法案は、いわゆる新設予定の法科大学院の「バイパス」として、「司法試験予備試験」をも設けることを提案している。だが、その短答式試験にも論文式試験にも国際法は入っていないし、論文式試験の選択科目もない⁷⁶。したがって、今後大学法学部でも、新たに設立される法科大学院のカリキュラムでも、司法試験予備校でも、国際人権法等国際法はこれまで以上に軽視されるだろう。

このままでは、日本の司法は国際競争にたえられないのではないかと⁷⁷。

大学も改革に取り組む責任があるであろう。大学法学部・大学院法学研究科で、実体法としての国際人権法を教授するところは増えてきたが、まだ国際人権法の実務教育を推進す

るまでには至っていない。筆者は、神戸大学大学院国際協力研究科で、あしかけ3年間人権NGO実務トレーニングを実験的に実施してきた⁷⁸。大学院における講義（地域比較法政策論）とジュネーブの国連欧州本部における実務的実習を組み合わせたものだが、神戸大学大学院国際協力研究科では、2002年度になってから後者のプログラムを海外実習として認め、参加した院生が単位を取得することができるようになった。同研究科の決定を評価する。これまでのところ、このような国際人権法の手続的側面を重視した教育プログラムに取り組んでいる大学法学部あるいは法学研究科は見あたらない。

4. 人権教育がある。

① 国連による人権教育の10年

国連による人権教育の10年の努力が進んでいるが、これは国際人権法が草の根的に市民レベルに至るまで浸透するような教育を目的としている。現在日本でも国内的に実施されつつあるが、さらに強化する必要がある。現状では日本の市民の間では国際人権法に関する理解が進んでいない。それどころか、このままでは、日本人はこの分野で急速に国際化に遅れ、世界の流れから取り残されるおそれもある。

② 国連ウェブサイトの日本語化がある。

最近、国連のウェブサイトに国際人権法関係情報が英語など国連公用語で公表されるようになったので、世界中の市民は、きわめて容易にこの分野の情報を入手できるようになっ

た。日本の市民の多くは、最新のコンピューターを持っている。ところが、日本語を母語とする人々は、一部英語などにたんのうな専門家をのぞき、言語的障壁のため、実際上はこれらの情報をほとんど活用できない。宝の持ち腐れである。

これでは、ますます国際人権法になじむことができず、市民からも一般の実務法律家からも敬遠されがちな現状を打破できない。議論の素材がないことになる。この点で、国連のウェブサイト日本語にする運動が最近始まったことに注目すべきである⁷⁹。

ひょうご国際人権問題研究会の決議（末尾資料参照）によれば、国連ウェブサイトの日本語化を実現するためには、日本語を国連公用語とする必要もない。日本が常任理事国になる必要もない。しかも、それほど巨額の経費を必要としない。ドイツ・オーストリアの先例があるが、年間110万ドルで、ドイツ語の国連ウェブサイトが実現したという。

これは、市民だけでなく、行政府と立法府も協力して、人権教育の10年が終わるまでの間に実現して欲しい。政府・国会の努力に期待したい。このような地味な努力を続ければ、コンピューターを通じて、草の根レベルの人々が日本語で関係情報を入手できるようになるであろう。国際人権法が「外国法」だというような誤解はなくなる。国際人権法が日本の法制度の一部を構成していること、それが法律より優位の重要な法であることにも理解が進むだろう。そうなれば、憲法98条2項の実効的な実施が急速に進むことも期待できるで

あろう。

5. 国際協力がある。

人権は、日本国内でのみ保障すれば足りるという時代は終わった。国際協力は、国際法上の義務であることを確認する必要がある。

ことあるごとに、ODAなど国際協力予算を削減すべきだという政治的発言が繰り返される。

しかし、国際協力は、国際法上の義務⁸⁰である。

日本は、社会権委員会から増額勧告⁸¹をうけていることを想起する必要がある。

テロの防止が21世紀の課題になった。これは、世界最強の武力によっても容易に解決できないことは、事実が証明している。その背景には、途上国と先進産業国との間の大きな貧富の差がますます広がって行くという世界的状況がある。国際協力により、そのような現状を変革しない限り、この難題の解決は達成できないであろう。

憲法前文は、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とし、「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」ともしている。

国連憲章やA規約が加盟国に課している国際的義務を、憲法前文および憲法98条2項と

あわせて読むなら、社会権規約委員会の勧告を尊重して、ODA予算を増額すべきであると言えよう。

(資料)

日本語による国連ウェブサイトの立ち上げに向けた決議

当研究会は、国際人権法に基づく「人権の確立」を目指し、2001年8月、ジュネーブで開かれた国連社会権規約委員会に参加し、阪神・淡路大震災を経験した被災地・兵庫のNGOとして、被災地における人権保障の必要性を訴える活動を展開しました。その結果、委員会が日本政府に対して出した最終見解の一部には、当研究会の主張した内容が盛り込まれるという成果を得ました。こうした成果は、日本における「人権の確立」の一助となるのみならず、私たち地方のNGOが、国連を舞台として充分に活躍できることの証明にもなりました。

しかしながら、上記最終見解の内容、また日本政府に対する多くの勧告事項は、日本国内において、必ずしも広く知られていないのが実状です。さらには、社会権規約を始めとする国際人権規約、および国連が採択したその他の人権条約は、日本が締結しているものでさえ、その内容は一般的に知られていません。これはなぜでしょうか。国連の情報を、日本語で入手できないことが原因の1つではないでしょうか。

1946年の第1回国連総会は、「国連は、世

界中の人々がその内容と活動を十分に知らされないならば、目的を達成できない」と決議しています。2000年の第55回国連総会では、国連が、世界的な諸問題に対して実際にどのように取り組んでいるのかを、各国国民に直接知らせるという事務局の方針を決議しました。これを受けて、国連事務局は、従来から存在していた英語以外のフランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語の五ヶ国語の国連公式ウェブサイト、英語と同水準に引き上げようと、漸次、取り組んでいます。

さらに、1974年、国連はドイツとオーストリアの要請を受けて、国連の重要会議文章を、同2国の費用負担（年間約110万ドル）によって、ドイツ語で発信することを認めています。現在では国連のウェブサイトから、ドイツ語で文章検索することも可能です。

一方、日本語の状況は、東京に設置されている国連広報センターが若干日本語による広報を行っているものの、一般市民に国連の目的と、その活動を知ってもらうには極めて不十分なものとなっています。

今日、国連による活動は、国連職員、各国政府だけでなく、各NGOおよび個人が重要な役割を担う時代を迎えています。そんな時代にあって、世界中の一人ひとりが、自由に、母語を使って国連の情報を得ることは大変重要です。

私たち、このアピールを支持する市民は、日本語を母語とする多くの市民と連帯して、国連と日本政府などにはたらきかけ、日本国

内に世界的な人権基準を広め、個人レベルで「人権の確立」を推進していくために、また、言語の壁によって日本語を母語とする多くの市民が世界の人々の動きと国連の動向から取り残されないために、日本語による国連ウェブサイトへの立ち上げに向けた取り組みを推進していきます。

以上、決議します。

2002年5月11日

ひょうご国際人権問題研究会

第2回総会・シンポジウム

参加者一同

注

- ¹ 参議院憲法調査会の審議録などの情報は、インターネットを通じて入手可能である。URLは、http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/keika_g/154_08g.htm
- ² 拙稿「国際人権基準の国内化——必要な憲法98条2項実現の政治的決断」（法律時報74巻10号，2002年9月，72-77頁）として出版された論文は、意見陳述を補うための論文を縮小したものである。その主要部分は本稿と重複するものの、参議院憲法調査会に提出された論文全文に若干手を入れただけの本論文とは異なる。
- ³ Sieghart, Paul, *The Lawful Rights of Mankind*, Oxford University Press (1986), pp.32-33.
- ⁴ Universal Declaration of Human Rights, GA Res. 217 (III) of 10 December 1948.
- ⁵ 1946年11月3日公布。1947年5月3日施行。
- ⁶ International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, Annex to GA Res. 2200 (XXI) of 16 December 1966; International Covenant on Civil and Political Rights, Annex to GA Res. 2200 (XXI) of 16 December 1966; and Optional

- Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, Annex to GA Res. 2200 (XXI) of 16 December 1966.
- ⁷ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約。1966年12月16日国連総会採択。1978年5月30日日本署名。1979年6月6日国会承認。同年8月4日公布。同年9月21日日本につき効力発生。
 - ⁸ 1951年7月28日国連総会採択。1981年6月5日国会承認。同年10月3日加入書寄託。1982年1月1日日本につき発効。
 - ⁹ 1979年12月18日国連総会採択。1980年7月17日日本署名。1985年6月24日国会承認。同年6月25日批准書寄託。同年7月1日公布。同年7月25日日本につき発効。
 - ¹⁰ 伊藤正巳「国際人権法学会創立記念講演国際人権法と裁判所」国際人権1号、7-11頁。
 - ¹¹ 拙稿「条約によらない国連人権手続〔四〕—日本ではどのように活用されたか（ケーススタディ）」法学セミナー2000年1月号、82-85頁。同「条約によらない国連人権手続〔五〕—ケーススタディ（続）と将来の展望」法学セミナー2000年2月号、86-90頁。
 - ¹² 拙稿「精神障害者の人権擁護制度の確立こそ急務」1982年3月15日朝日新聞『論壇』。拙稿「現代社会における人権活動」宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』（1988年）、112-158頁。
 - ¹³ 拙稿「国連人権機構と国際協力—国連人権NGO活動実務トレーニングの試み」法学セミナー2001年8月号、67-70頁。
 - ¹⁴ 拙稿「司法改革論議に欠ける視点（2）—論議されないジェンダー、少数者、国際人道・人権法」法学セミナー2000年9月号、73-76頁。
 - ¹⁵ 2002年報で12号を数える。
 - ¹⁶ 日本弁護士連合会『国際人権規約と日本の司法・市民の権利——法廷に活かそう国際人権規約』こうち書房（1997年）、37頁。
 - ¹⁷ 1979年8月26日採択。高木・末延・宮沢編『人権宣言集』岩波文庫（1957年）、128-133頁では、山本桂一教授は「人および市民の権利宣言」と翻訳しており、本文中では、「いわゆる人権宣言」としている。同書の編者である宮沢俊義教授は、同書中の「人権宣言概要」で、アメリカ諸州の権利宣言の影響を受けたこのフランスの「人および市民の権利宣言」は後にできた世界諸国の権利宣言のモデルになったとしている（同書18頁）。宮沢教授は、これら諸憲法中の権利宣言を「人権宣言」とも呼んでいる。
 - ¹⁸ 拙稿「ILOとジェンダー〔2〕—男性中心社会の抵抗と男女平等賃金原則」法学セミナー2000年3月号、76-79頁。
 - ¹⁹ 1865年修正13条、1870年修正15条により改められた。土屋英雄『自由と忠誠』尚学社（2002年）、158-170頁。
 - ²⁰ Charter of the United Nations. Signed at San Francisco on 26 June 1945. Entered into force on 24 October 1945.
 - ²¹ 国連憲章のような法的拘束力を持つ国際条約ではないが、枢軸国に対して単独抜け駆け講和をせず、一致して戦争目的達成まで戦争を継続することを確認・合意した1942年1月1日の26カ国の連合国（United Nations）宣言は、「人権」（human rights）という言葉を使用し、「人権と正義の保全」を戦争目的にかかげた。これを基準時にすれば、1942年を人権という言葉が初めて国際的に認知された年としても良いのかも知れない。以下のローレンの著作を参照。Lauren, Paul Gordon, *The evolution of international human rights: visions seen*, University of Pennsylvania press, 1998, p.145.
 - ²² 1944年5月10日米国フィラデルフィアにおいて採択。
 - ²³ 1945年7月26日、米英中が署名。
 - ²⁴ 1945年8月14日大日本帝国政府が受諾。国内的な公表は同月15日。
 - ²⁵ 1945年12月26日に首相に提出された。田中彰

- 『小国主義—日本の近代を読みなおす』岩波新書 (1999年), 172-176頁。
- 26 1905年の日本による韓国併合条約の締結は、韓国政府代表個人への脅迫によってなされたから、無効と考えるが、それと上記連合国による日本国憲法制定要求の場合とは根本的に状況が異なる。拙稿「乙巳条約の不法性と日本政府の責任」国際人権研究会編『1905年「韓国保護条約」は成立していたのか』(1993年) 6-26頁。
- 27 1956年 6月23日国連憲章加盟申請。同年12月18日同発効。
- 28 この規定は、マッカーサー草案にはなかったが、国会審議の過程で外務省の提案により、挿入された。憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会第26回議事録』(1959年), 37頁。
- 29 国際法と国内法との関係は、明治憲法下では明文はなかったものの、同様に解釈されていた。
- 30 前掲伊藤論文。斉藤功高「国際人権規約B規約の我が国裁判所における適用——B規約の国内的効力と直接適用性について——」住吉良人編『現代国際社会と人権の諸相』成文堂 (1996年), 55-100頁。
- 31 金子武嗣「ヨーロッパ人権条約と日本の国内判例」国際人権12号 (2001年), 41-44頁。米倉由美子「受刑者と弁護士との接見に対する制限と「公正な名裁判を受ける権利」」国際人権12号 (2001年), 92-94頁。
- 32 横山氏は、ドイツの「国際法調和性」に関する議論を活用することを薦め、日本においても国際法違反は、「98条2項を通じて—98条2項を通じてのみ、最高裁で条約違反が主張できると考えるべきではないか」と主張する。横山真紀「日本国憲法98条2項の規範的意義」中央大学大学院研究年報法学研究科篇28号 (1998年), 73-83頁。
- 33 北村泰三「国際人権法の法的性格について」住吉良人編『現代国際社会と人権の諸相』成文堂 (1996年), 1-27頁。
- 34 拙稿「二〇〇一年国連人権促進保護小委員会報告〔2〕—国際人権法を拒否する最高裁判所—大阪弁護士会の国際人権活動」法学セミナー 2001年12月号, 68-71頁。
- 35 2002年夏の大阪弁護士会国連派遣団のメンバーは、菅充行弁護士 (団長)、田島義久弁護士 (事務局長)、高階叙男弁護士、小山千蔭弁護士 (京都弁護士会会員・オブザーバー) である。
- 36 田島義久「国連報告」大阪弁護士会会報 (近刊予定)
- 37 日弁連代表が国連との協議資格を得た後、NGOとして国連人権小委員会で発言したのはこれが初めてのことである。E/CN.4/Sub.2/2002/SR/8, para. 43.
- 38 この文書は、国連文書 (E/CN.4/Sub.2/2002/NGO/22) として出版され、同小委員会の参加者に配布された。
- 39 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/saishu_c.html
- 40 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/9806/index.html>
- 41 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html
- 42 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/saishu.html>
- 43 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kenkai.html>
- 44 なお、刑事訴訟法は、前から同405条、406条で新民事訴訟法同様に上告理由を制限している。これを改正を提案しない行政府及び自ら改正を行わない立法院の各不作為は、新民事訴訟法同様自由権規約2条違反を構成すると考える。
- 45 拙稿「関釜裁判で元「慰安婦」に勝訴判決—国家賠償法立法運動に弾み」法学セミナー1998年7月号, 37-40頁。
- 46 拙稿「過去清算による和解・平和への道—野党三党議員立法統一案実現で、前進した「従軍慰安婦」問題解決への歩み」法学セミナー2001年9月号, 71-75頁。
- 47 拙稿「崩れる日本政府の条約の抗弁—一九四九

- 年ジュネーブ第四条約（被害者の権利放棄禁止規定）の適用に関する新視点」法学セミナー1998年3月，31-34頁。拙稿「禁止されていた重大違反行為被害者の個人請求権放棄」季刊戦争責任研究2000年冬季号，11-19頁。
- 48 「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（第1条約。陸の条約）。「海上にある軍隊の傷者，病者及び難船の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（第2条約。海の条約）。「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（第3条約。捕虜の条約）。「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」（第4条約。文民保護の条約）。これらを総称して，1949年のジュネーブ四条約と言う。
- 49 たとえば，捕虜の第3条約129条は，「締約国は，次条に定義するこの条約に対する重大な違反行為の一を行い，又は行うことを命じた者に対する有効な刑罰を定めるため必要な立法を行うことを約束する」と定めている。重大違反行為は，130条に定められている。文民保護の第4条約では，147条，148条が各同文で，同じ立法義務を定めている。
- 50 拙稿「日本は，日本軍「慰安婦」に対する戦争責任をどうとるべきか——迫られる「慰安婦」個人賠償法の制定——」法学セミナー1995年8月号，29-32頁。
- 51 下記国連のウェブ頁から，英語の情報を参照。
<http://www.un.org/law/icc/index.html>
- 52 日本の批准運動情報を伝えるウェブ頁。
<http://member.nifty.ne.jp/uwfj/icc/index.htm>
- 53 本岡昭次・中大路為弘編著『世界が見つめる日本人権』新泉社（1991年），220-227頁。本岡昭次『孫悟空議員奮戦記——参議院議員本岡昭次の十七年』ひょうご芸術文化センター（1997年），152-153頁。
- 54 [http://sim.law.uu.nl/SIM/Library/RATIF.nsf/\(CCPROP1\)?OpenView](http://sim.law.uu.nl/SIM/Library/RATIF.nsf/(CCPROP1)?OpenView)
- 55 憲法61条。
- 56 憲法73条3号。
- 57 1945年6月26日署名。1945年10月24日効力発生。日本国は，1954年3月17日国会承認。同年4月2日受諾書寄託，公布（条約2号），発効。
- 58 2000年11月25-26日大阪大学で開催された国際人権法学会第12回大会に際して芹田健太郎教授（同学会理事長）が口頭でしたコメントの要旨。
- 59 国会審議の経過の検索については，本岡昭次参議院議員（副議長）事務所のご協力を頂いた。同事務所に感謝する。
- 60 衆議院外務委員会会議録昭和29年（1954年）2月20日1-6頁。
- 61 衆議院外務委員会会議録昭和29年（1954年）3月3日10-12頁。
- 62 衆議院外務委員会会議録昭和29年（1954年）3月6日1頁。
- 63 衆議院会議録昭和29年（1954年）3月9日235-240頁。
- 64 参議院外務委員会会議録昭和29年（1954年）3月11日1頁。
- 65 参議院外務委員会会議録昭和29年（1954年）3月15日3-4頁。
- 66 参議院会議録昭和29年（1954年）3月17日258-269頁。
- 67 答弁にあたった下田武三外務省条約局長は，「私人なり日本の会社なりが，外国でもって不当な取り扱いを受けたと言う場合のごときは，まずその当該日本人なり日本の会社が，その当該国の国内法令に基づきまして，当該国の裁判所に訴えるということもできるわけでありまして，しかしながらその当該国の法律のもとで適当な保護を受けない，または裁判所が適当な司法的保護を行なわないという条件が発生いたしました場合には，あらためて日本国は国家といたしまして，国家の在外市民保護権という基本的権利の問題といたしまして，国対国の問題として裁判に訴えることができるわけでございます」と述べた。参議院外務委員会会議録昭和29年

(1954年) 3月3日11頁。

⁶⁸ 国際司法裁判所規程59条。

⁶⁹ 市民的及び政治的権利に関する国際規約選択議定書 5条 4項。

⁷⁰ 2003年は、世界人権宣言55周年であり、2004年は国際人権規約批准35周年である。これらの年にも批准運動の高まりを期待したい。

⁷¹ 前掲伊藤論文。

⁷² 「規約第40条に基づき締約国から提出された報告の検討——人権委員会の最終見解」(日本政府に対するもの) 規約人権(自由権)委員会は、1998年10月28日及び29日に開催された第1714回から第1717回会合(CCPR/SR/1714-1717)において日本政府の第4回報告(CCPR/C/115/Add.3 and Corr.1)を検討し、1998年11月5日に開催された第1726回及び第1727回会合(CCPR/C/SR.1726-1727)において以下の最終見解を採択した。(パラグラフ32)「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである」。注34参照。

⁷³ 「規約第16条及び第17条に基づく締約国により提出された報告の審査——経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」(2001年9月24日。日本政府に対するもの) 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施に関する日本の第2回定期報告(E/1990/6/Add.21)を、2001年8月21日に開催された第42回及び第43回会合において審査し、2001年8月30日に開催された第56回会合において以下の最終見解を採択した。(パラグラフ35)「委員会は、また、締約国に対し、規約についての理解、意識

の向上及び規約のより良き適用を促進するため、裁判官、検察官及び弁護士のための人権についての教育及び研修プログラムを改善することを勧告する」。注36参照。

⁷⁴ 内閣法制局ウェブ頁。http://www.clb.go.jp/bk_law/155/text/003.htm

⁷⁵ 「司法試験法及び裁判所法の一部改正について」(骨子)(案)の第1. 2。同資料は閣議前に開催された司法制度改革推進本部顧問会議(第6回)(平成14年10月2日)において配布された。http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai6/6siryou4.pdf

⁷⁶ 前注骨子案の第1. 4。

⁷⁷ 拙稿「司法改革で何をするのか——論議に欠けている視点」月刊司法改革15号2000年12月、60-64頁。

⁷⁸ 拙稿「国連人権機構と国際協力一國連人権NGO活動実務トレーニングの試み」法学セミナー2001年8月、67-70頁。

⁷⁹ 猪又忠徳「インターネットと国連国際公共政策網の形成」国際協力論集第9巻第1号2001年6月、19-37頁。同「論争 日本語を国連の言葉に」週刊金曜日2002年3月1日号、80頁。「国連の情報を日本語で、サイト創設を目指す、NGOが運動、費用負担なら実現」神戸新聞2002年5月15日。「日本語で国連ウェブサイト、言語の壁を克服、人権情報直結へ、兵庫のNGOが運動開始」週刊法律新聞2002年5月17日。「日本語を国連の言葉に——インターネット時代の国際協力に日本人が乗り遅れないために——」神戸大学大学院国際協力研究科猪又忠徳教授(講演報告)神戸大学大学院国際協力研究科広報誌・G-6、2002年春季号、1-3頁。ひょうご国際人権人権問題研究会ウェブ頁 http://homepage3.nifty.com/HHRRN/index.htm。

⁸⁰ 国連憲章前文、同1条3項、同55条、同56条。社会権規約前文、同2条1項。しかし、「国際協力」の「協力」を義務的な概念として構成しうるかどうかは、論議されねばならないであろう。

トマチェフスキー氏は、「開発援助に対する権利」の主張は、「人権にとり、大して役にたっていない。・・・供与国政府は、一貫してこうした方向の論議を拒否している」としている。カタリーナ・トマチェフスキー著宮崎繁樹・久保田洋監訳『開発援助と人権』国際書院（1992年），24頁参照。多谷氏は、「発展の権利」を認め、「発展の権利をODA改善手続に利用できないか」と提言する。多谷千香子『ODAと環境・人権』有斐閣（1994年），143-171頁参照。

- ⁸¹ 「委員会は，締約国に対し，途上国への国際援助を提供するためにさらに努力し，国連によって設定されたGNPの0.7%という国際的に受け入れられた目標を達成する時間的計画を設定することを要求する。」と経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解第37パラグラフ（2001年9月24日）が述べている。

"Internationalization of Human Rights" and "Domestication of Human Rights": Proposals before the Research Commission on the Constitution of the House of Councilors

TOTSUKA Etsuro*

Abstract

This paper is an amended version of the paper, which was submitted to the National Diet of Japan, the Research Commission on the Constitution of the House of Councilors on July 12, 2002, when the author spoke before the commission by their request.

Part 1 deals with a question whether human rights originally guaranteed by domestic laws in many countries was later internationalized, which seems to be the authoritative position of legal scholars including some members of the commission, who formulated an assignment for the author's lecture before it. Despite many facts that might have been supporting this view, some evidence reveals the opposite argument that human rights guaranteed by the international community has been in the process of domestication into local communities, for example the State of Japan.

Part 2 deals with the human rights situation in Japan.

First, the author presents his views on the current status of human rights in Japan and analyses some examples of serious violations of international human rights laws by the state of Japan, namely judicial, administrative and legislative branches.

Second, three branches are advised to seriously implement international human rights laws through Art. 98(2) of the Japanese Constitution, which reads, "The

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

treaties concluded by Japan and established laws of nations shall be faithfully observed".

In Part3, the author presents some proposals, which might resolve the stagnation of the process of domestication of human rights guaranteed by international laws.

Thus, the author believes that there is no need for any amendment of human rights provisions of the current Constitution that could be well complemented by international human rights laws.